

白河第二小学校同窓会会則

(第1章 総則)

第 1 条 本会は、白河第二小学校同窓会（略称 白二小同窓会）といい、事務局を白河第二小学校内に置く。

第 2 条 本会は、会員相互の親睦融和を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会名簿の作成
- (2) 本会の通知、広報に関すること
- (3) 親睦融和を図る会の開催
- (4) 母校の必要とする事業への賛助
- (5) その他

第 4 条 本会は支部を置くことができる。ただし、支部に関する規約は支部において作成し、会長に届けるものとする。

(第二章 会員)

第 5 条 本会は、次の会員にて組織する。

1 通常会員

- (1) 白河第二小学校を卒業したもの
- (2) 白河第二小学校に在学したことのあるもの

2 特別会員

- (1) 白河第二小学校職員及び旧職員
- (2) 本会の趣旨に賛同するもの

第 6 条 会員は、自己の職業・住所・その他の異動があったときは、その都度直ちに本会に通知するものとする。

(第三章 役員・顧問)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶 務 2名（会員1名 学校1名）
- (4) 会 計 2名（会員1名 学校1名）
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 査 3名

- 2 会長、副会長、理事、監査は総会において会員中よりこれを選び、庶務、会計は会長がこれを委嘱する。

第 8 条 役員任期は、次の総会開催日までとし再任を妨げない。

第 9 条 会長は本会を代表し会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

- 2 理事は会務を処理し、監査は会計を監査する。

第 10 条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は総会に諮り、会長がこれを推戴し、重要な会務の相談に応ずる。

(第四章 会議)

第 11 条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第 12 条 総会は役員会の決議により開催するものとする。ただし、同窓会の運営を円滑にするため役員会の決議をもって総会に代えることができる。

- 2 役員会は、会務運営上必要ある場合、会長がこれを招集する。

(第五章 会計)

第 13 条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第 14 条 本会の会費は1名120円とし、在学中、毎年20円を分納する。

第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わり、毎年度監査を受けるものとする。

附 則

この会則は、平成23年9月22日から施行する。